

別紙2 想定されるリスク分担

県と選定事業者とのリスク分担を以下に示す。

○：リスク負担者、△：一部リスク負担者

段階	リスクの種類	リスクの内容	県	選定事業者
共通	公募資料リスク	公募資料の誤り又は変更によるもの	○	
	内容変更リスク	要求水準の変更によるもの	○	
	法令等の変更リスク	本事業にのみ影響を及ぼす法令等(税制含む。)の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令等(法人税等収益関連税等)の新設・変更によるもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	許認可遅延リスク	県が取得すべき許認可の遅延	○	
		選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	物価変動リスク	設計及び建設に関する業務に支払われる対価の物価変動※1	○	△
	本事業の中止・延期に関するリスク	県の責めに帰すべき事由によるもの(県の債務不履行、議会の不承認によるもの等)	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由によるもの(選定事業者の事業放棄、破たんによるもの等)		○
	不可抗力リスク※2	天災、暴動等不可抗力、感染症等の蔓延によるもの	○	△
環境問題リスク	選定事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、水質汚染、臭気、電波障害、有害物質の排出等)に関する対応		○	
近隣対応リスク	本事業実施に関するもの	○		
	選定事業者が行う業務に起因するもの		○	
契約締結リスク	県の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの	○		
	選定事業者の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの		○	
設計段階	用地リスク	県が事前に把握し、選定事業者に情報公開しているものに関するもの		○
		上記以外に予見できないもの	○	
設計変更リスク	県の指示や提示条件の不備又は変更によるもの	○		
	選定事業者の判断による設計変更や提案内容の不備によるもの		○	
建設段階	建設着工遅延リスク	県の指示や提示条件の不備又は変更による建設工事着工の遅延に関するもの	○	
		選定事業者の責に帰すべき設計変更等による建設工事着工の遅延に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む。)によるもの		○
	工事遅延リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	工事費増大リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料の損傷及び関連工事に関する損害		○	
第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による建設工事における第三者への損害	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による建設工事における第三者への損害		○	

※1 物価変動リスク：一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は県を想定

※2 不可抗力リスク：一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は県を想定